

釧路市立武佐小学校「学校いじめ防止基本方針」

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、本校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、地域住民や保護者、児童などの意見を取り入れ、いじめの防止等を目的に本校のいじめ防止基本方針を策定する。

(1) いじめの防止等に向けての基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童がいじめを行わず放置することなく、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発の防止に努める。

(2) いじめの定義

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場になって行うものとする。

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」といじめ防止対策推進法で定義づけされている。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめを理解するにあたっては、以下の点に留意する。

- ① いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめにあたるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応すること。
- ② インターネットを通じたいじめなど、本人が気づいていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応すること。
- ③ 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることやいじめを行った児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応すること。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も行う。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織「いじめ対策委員会」で情報共有して対応すること。
- ④ 発達障がいを含む障がいのある児童については、その特性から、いじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識が弱い場合があることを踏ま

え、対応すること。

- ⑤「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくないので、ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応すること。

(3) いじめの防止等に向けてのポイント

- ア 児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- イ 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ウ いじめの未然防止・早期発見のために、様々な手段を講じる。
- エ 児童が、いじめ防止に向けた活動を主体的に取り組むための支援を行う。
- オ いじめの早期解決のために当該児童の安全を保障するとともに、学校と家庭が連携・協力して解決にあたる。
- カ 児童及び保護者の悩みや相談を受け止めることができるよう相談体制を整備する。
- キ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ク 全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止等の対策のための校内組織を設置する。

* 「いじめ対策委員会」の構成

校長、教頭、教務主任、指導部長、学級担任、養護教諭、その他管理職から指名された者、市教委指導主事、市教委スクールカウンセラー、市教委スクールソーシャルワーカー

- (2) 学校いじめ対策組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行うとともに、学校の基本方針の見直しや校内研修等を企画する。
- (3) いじめ問題を発見した場合には、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことがないよう、組織として情報収集を綿密に行い、事実関係を明確にするとともに、把握した情報をもとに対応を協議し、的確な役割分担を行い、いじめの解決に当たる。
- (4) いじめの内容や実態に応じて、教育委員会のサポートチームやいじめ防止対策委員会との連携を図り対応に当たるものとし、必要に応じて警察、市関係部署、児童相談所、医療機関、人権擁護機関等の関係機関との連携や校種間の連携を視野に入れて対応する。

3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの未然防止

- ア いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、全ての児童が自主的にいじめの問題について考えるなどの、いじめの防止に資する活動に取り組む。

- イ 児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ウ 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許されない」という環境をつくる。
- エ 児童が、いじめ防止に向けた活動を主体的に取り組むための支援を行う。
- オ 児童が、自分の考えや意見を持ち表現できるよう、児童に対して必要な教育活動を行う。
- カ 児童の学習に対する不安を軽減するために、わかる授業づくりを推進します。また、児童一人一人が活躍できるよう、児童指導の実践上の視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を生かした授業づくりに努める。
- キ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校と家庭が連携・協力して解決に当たる。
- ク 児童及び保護者の悩みや相談を受け止めることができるよう相談体制を整備する。
- ケ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- コ 全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を行う。
- サ 発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性等、インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、児童が情報モラルを身に付ける指導の充実を図る。
- シ インターネットを通じて行われるいじめを防止し適切に対処できるよう、児童及び保護者に対して必要な啓発活動を行う。
- ス 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童が性犯罪・性暴力の加害者にも被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

(2) いじめの早期発見

- ア 児童に対する定期的ないじめ調査、人間関係や学校生活等での悩みを把握するQ-Uやアセス、また、学校での自主的な取組などを総合的かつ効果的に実施し、さらに、それらの結果を活用した担任による面談を行うことにより、いじめの早期発見につなげる。
- イ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行うとともに、いじめ事案の関係者以外でもいじめの情報を提供しやすい環境づくりを進める。
- ウ 児童の援助希求的態度を養うとともに、児童が、誰に、どのように助けを求めれば良いか、具体的かつ実践的な方法を学ぶ、「SOSの出し方に関する教育」を推進する。

(3) いじめに対する対処

- ア 教職員がいじめを見聞きし、また、いじめに係る相談を受けた場合は、親身になって聴速やかに事実の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合又はいじめの事実があると疑われるときは、直ちにいじめを受けた児童の安全・安心を確保する。また、教職員は、いじめを抱え込まないよう、校内の「いじめ対策委員会」へ報告し、適切な措置を

- 講じる。
- ウ 学校として組織的に事実関係を把握し、いじめを止めさせ、事実関係を正確に当該保護者に伝え、家庭と連携して解決に取り組む。
 - エ いじめを行った児童とその保護者に対して、いじめを行った事実に対する指導を行う。指導後もいじめの行為が止まない等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、一定の教育的配慮の下、いじめを行った児童を一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講じるとともに、いじめを受けた児童・保護者に対する継続的な支援を行う。
 - オ いじめを行うに至った背景などを分析し、いじめを行った児童に対して、いじめを受けた児童が傷ついていることを認識させ、その保護者にもいじめの事実を正確に説明し、保護者と協力して継続的に指導することで、再発の防止に努める。
 - カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。
 - キ いじめの解消については、いじめ事案の関係者の状況を十分に見極めながら、学校いじめ対策委員会において協議を行い、いじめが解消に至ったかを判断する。

(4) いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）や、被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行う。

(5) 家庭や地域、関係機関との連携

- ア 全ての児童をいじめに向かわせないよう、日頃から学校をはじめ地域全体で児童に積極的に関わっていく意識を強く持つとともに、家庭や地域との連携による見守りにおいても、常にささいな変化に気付く意識の醸成を図る。
- イ 家庭においては、家庭内における日頃のコミュニケーションにより、児童の化について気付くことができる関係性を構築するとともに、学校が日頃から児童の変化について家庭との情報共有を図り、いじめの早期発見につなげる。
- ウ P T Aや地域の関係団体等といじめの問題について意見交換する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。
- エ 通学路指導等における、地域の方々との関わりを大切にし、登下校中や休日の児童の様子について、日常の情報連携に努める。
- オ 学校運営協議会やコミュニティ・スクール協議会を通して、いじめ問題について家庭や地域と意識を共有し、連携した対策を推進する。
- カ 学校や教育委員会による指導では十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、市関係部署、児童相談所、医療機関、人権擁護機関等の関係機関と適切な連携を図る。

(6) いじめ防止にかかわる取組の点検と見直し

学校は、次に示すようないじめの未然防止・早期発見・適切な事案対応に係る取組状況を踏まえて、毎年度、学校の基本方針の点検と見直しを図る。

- ア 学校の基本方針の、児童への説明内容、家庭、地域への公表、周知
- イ 学校いじめ対策組織の機能
- ウ 相談体制
- エ いじめ防止にかかわる校内研修
- オ 保護者との連携
- カ ケース分析と検証
- キ いじめ防止の取組に係る学校評価への位置付け

その他、学校は、いじめ防止、いじめ対応に係る各計画、取組の検証を図るとともに、PTA、コミュニティ・スクール等を通じて学校と地域が、いじめ問題についての意見を交換し、学校、家庭、地域の連携を強化するよう努める。

4 重大事案への対処

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態とする。

- ① いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の報告

学校は、児童保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校が「いじめの事実はない」、「重大事態には至っていない」と考えた場合であっても、結論は出さずに、重大事態の疑いがあるものとして、対応を検討するとともに直ちに教育委員会に報告する。

学校いじめ対策組織は、重大事態の定義を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で、重大事態かどうかを判断する。

(3) 重大事態の調査

教育委員会の指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、学校いじめ対策組織を母体として、教育委員会と協議の上、必要に応じて適切な専門家を加え、当該事態に対処する組織を設置して調査を実施する。

なお、不登校重大事態については、対象児童の学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けられていることから、原則として、学校主体で調査を行うものとする。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

① 調査の事前説明

調査を実施する判断が為された場合は、いじめられた児童、その保護者へ調査の目的、調査組織の構成、調査事項、調査方法、調査対象者、見通し等について事前説明を行う。

また、状況によっては流動的な事項があること、事実関係が明らかにならないこと、重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されること等についても説明する。

なお、上記内容の説明については、いじめを行った児童とその保護者に対しても実施するが、調査前において、いじめを行った児童が特定できない場合などは、この限りではない。

② いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査とする。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活を送るための支援や学習支援等を行う。

③ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

(5) その他の留意事項

学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、余談のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

5 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報の提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して調査報告書の原本をもとに説明する。

情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) いじめを行った児童及びその保護者への調査結果の説明

いじめを受けた児童及びその保護者の同意を得た上で、いじめを行った児童及びその保護者に対する調査結果の説明を実施する。説明に際しては、調査報告書等の資料は示さず、原則として口頭で行う。学校は、調査の趣旨に基づき、いじめを行った児童を断罪するものではないこと、また、処分を下すものではないことに留意し、いじめを行った児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめ行為の非に気付かせ、謝罪の気持ちが醸成されるよう努める。

(3) 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会に報告する。

6 留意事項

(1) いじめを隠蔽せずいじめの実態の把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、い

じめ問題への取組について適正に自己評価を行う。

- (2) 学校のいじめ問題への取組について、学校評価の項目に加え、児童・保護者のアンケート調査、教職員の評価を行い、次年度の取組の改善に生かす。
- (3) 本基本方針や学校のいじめ防止に対する取組、いじめの実態について、学校便りやホームページを用いて保護者や地域に周知する。また、その内容について各年度の開始時に保護者説明会や全校集会等で周知したり、資料を配付したりするなどする。

(平成26年4月 1日 施行)

(平成29年4月 1日 一部改正)

(平成30年4月 1日 一部改正)

(令和 7年5月 1日 一部改正)

(令和 8年4月17日 一部改正)